

広島県告示第四百六十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十二年五月十一日認可した。

平成二十二年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

芸防漁業協同組合

2 住所

大竹市防鹿三三七五番二号

二 免許番号

内水共第一号

三 変更の内容

第四条第一項の表中、「三月一日から八月三十一日まで」を「三月一日から八月三十一日までの期間内で組合が定めて公示する日から八月三十一日まで」に改める。

第八条第三項第一号の住所「岩国市小瀬一一八六」を「大竹市防鹿三三七五―二」に改めるとともに、第二号から第五号を削り、新たに第二号として「その他組合の指定する場所」を加える。

同条に第四項として、新たに「前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。」を加える。

附 則

この規則は知事の認可があつた日から施行する。